

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年(2021年)6月4日付け令3人事第118-2号で行った個人情報開示請求の非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、2021年5月28日付で、実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により、「別紙メールのとおり、請求人による公益通報〇件全ての関係機関に対する調査のための計画書・実施報告書・検討及び判断の業務報告書及び別添調査結果（人事課長決裁）に関する文書すべて。」の開示請求を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和3年6月4日付けで、上記1の開示請求対象の文書のうち、「あなたによる公益通報等計〇件全ての調査結果の通知に係る人事課長決裁文書のうち調査整理表」（以下「本件対象公文書」という。）について、開示をすることにより、公益通報の調査方法等が知られる恐れがあるなど、今後の公益通報制度の円滑な実施を著しく困難にする恐れがあるため、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、2021年6月16日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 条例第16条第8号について

条例第16条は、実施機関は、第8号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、開示をすることにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の実施の目的を失わせるおそれがある情報等を非開示とすることを定めたものであるとされている。

ここで、「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいうとされている。

そして、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても、客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとされている。

2 本件処分の妥当性について

審査会が、インカメラ審理により本件対象公文書を見分したところ、請求人の実施した公益通報に関する違法行為の内容、実施機関が行った調査の内容及び調査結果の概要が具体的に記載されていた。

一般にこれらの情報を公開すれば、調査の着眼点、手法等が調査対象者に知られる可能性があり、今後の公益通報に係る事案において、問題の発覚を免れるための措置等を講ずる機会を与えてしまう結果となりかねない、また、そうなれば今後、公益通報がなされたとしても通報対象事実の確認が著しく困難となり、適正かつ公正な県政の運営に資することを目的とする山口県職員等公益通報者保護制度の趣旨を損なわせ、将来的に同制度自体が機能不全を起しかねない、との実施機関の説明は特段不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

以上から、本件対象公文書は条例第16条第8号に該当し、非開示とすることが妥当である。

3 その他

審査請求人は、実施機関の対応等について種々述べているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 3年 7月 13日	実施機関から諮問を受けた。
令和 4年 7月 21日	事案の審議を行った。
令和 5年 6月 1日	事案の審議を行った。
令和 5年 7月 20日	事案の審議を行った。
令和 5年 10月 31日	事案の審議を行った。
令和 6年 1月 11日	事案の審議を行った。
令和 6年 3月 22日	事案の審議を行った。
令和 6年 6月 3日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会第一部会員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
服 部 麻理子	山口大学准教授	
水 谷 芳 昭	公認会計士	部会長職務代理者

(令和5年7月20日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

(令和6年6月3日現在)